

東京都島しょ町村における事務共同処理に係る業務委託（児童福祉、個人住民税当初賦課、介護保険及び国民健康保険）共同処理業務委託 落札者決定基準

1 審査機関

技術点の審査及び評価については、東京都島しょ町村における事務共同処理に係る業務委託（児童福祉、個人住民税当初賦課、介護保険及び国民健康保険）技術審査委員会（以下「技術審査委員会」という。）において実施する。

2 落札者決定基準

（１）落札者の決定方法

落札者の決定は、次の各要件ア及びイに該当する者のうち、技術点と価格点の合計である「総合評価点」が最も高い者とする。

ただし、最高得点者が２者以上あるときは、当該の者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない東京都島嶼町村一部事務組合職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術点の評価で無効となっていないこと。

無効は以下のとおりとする。

（ア）総得点が「０点以下」の場合

（イ）技術点の評価するために提出された資料及び様式の内容に虚偽及び捏造が確認された場合

（ウ）技術提案書ヒアリングに不参加の場合

（２）技術点及び価格点の得点配分

1200点を満点とする。得点配分は、技術点を800点、価格点を400点とする。技術点の評価項目及び配点は、別紙「評価項目、評価基準及び配点表」のとおりとする。

3 技術点及び入札価格の評価方法

（１）技術点の評価は、技術提案書及びヒアリングによって行い、その評価基準は「４評価基準」とする。

（２）技術点の評価は、技術審査委員会各委員の採点を合計し、委員数で割ったものとする。算定結果をもとに、小数点以下１桁までを有効とし、小数点以下２桁目で四捨五

入する。

(3) 提案内容に係る評価

ア 各項目について、技術審査委員会の各委員が以下の6段階で評価する。

段階	評価基準	評点
0	提案なし又は評価できる提案となっていない	0
1	評価対象にできる提案	1
2	わずかに優れている提案	2
3	やや優れている提案	3
4	優れている提案	4
5	特に優れている提案	5

イ 各項目の点数については、3(3)アの評点に係数(点数配分÷5)を乗じて算定し、技術審査委員会各委員の採点は、各項目の点数の合計とする。

(4) 価格点は、その入札価格に応じ、点数化する。点数化の方法は、次に示す方法による。算定結果をもとに、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

ア 入札価格≧基準価格の場合※

価格点=満点の価格点

$$\times \{1 - 1/2 \times (\text{入札金額} - \text{基準価格}) / (\text{予定価格} - \text{基準価格})\}$$

※価格は全て消費税額を除いた額とする。

イ 入札価格<基準価格の場合※

価格点=満点の価格点

$$\times \{1 - 2 \times (\text{入札金額} - \text{基準価格}) / (-\text{基準価格})\}$$

※価格は全て消費税額を除いた額とする。

基準価格は、予定価格を構成する各費目を用いて次の方法により算出するものとする。なお、基準価格は、次の方法で算出したものについて有効数字3桁として端数処理を行うこととし、4桁目の端数処理は切り上げとする。

$$\text{基準価格} = \text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価}(\text{※}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.5$$

※ 直接経費及びその他原価の双方に位置付けられる費用については、その他原価として計上する。

ただし、基準価格は、基準価格が予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格の10分の6の額(円未満切上げ。)とし、10分の8.1を超える場合にあっては、予定価格の10分の8.1の額(円未満切捨て。)とする。

なお、その他原価及び一般管理費等に率を乗じて得た額は、円未満切捨てとする。

4 評価基準

別紙「評価項目、評価基準及び配点表」のとおりとする。